

利用者負担額一覧表(1割対象者)

特養長楽園

令和8年8月改定

利用者負担段階		自己負担限度額(月額)			負担額計(31日) ※1		
区分	本人・世帯の収入・所得	食費	居住費		要介護区分	多床室	個室
			多床室	個室			
1	市町村民税非課税世帯 で生活保護と同等のもの	300	0	380	要介護1	32,972	44,934
					要介護2	35,706	47,486
					要介護3	38,367	50,147
					要介護4	40,795	52,699
					要介護5	43,434	54,966
2	市町村民税非課税世帯 で所得が80万円以下	390	430	480	要介護1	48,804	50,576
					要介護2	51,538	53,128
					要介護3	54,199	55,789
					要介護4	56,751	58,341
					要介護5	59,266	60,856
3 ①	市町村民税非課税世帯 で所得が80万円超 120万円以下	680	430	880	要介護1	57,794	71,966
					要介護2	60,528	74,518
					要介護3	63,189	77,179
					要介護4	65,741	77,561
					要介護5	68,256	82,246
3 ②	市町村民税非課税世帯 で 所得が120万円超	1,420	530	980	要介護1	83,834	98,006
					要介護2	86,568	100,558
					要介護3	89,229	107,528
					要介護4	92,069	106,019
					要介護5	94,584	108,534
4	市町村民税課税世帯	1,545	915	1,231	要介護1	99,932	109,910
					要介護2	102,378	112,214
					要介護3	105,327	119,184
					要介護4	107,879	117,675
					要介護5	110,394	120,190

介護保険加算利用料1割負担額(1日)

日常生活継続支援加算(Ⅰ) (介護福祉士が基準に達している)	36
看護体制加算(Ⅰ) (常勤看護師が1名以上勤務している)	4
看護体制加算(Ⅱ) (24時間連絡できる体制を確保している)	8
夜勤職員配置加算(Ⅲ) (夜勤職員が最低基準を上回っている)	16
初期加算(入所日から30日間) (30日以上入院の場合、退院後も同様)	30
外泊時費用(※月6日まで) (病院へ入院時や外泊した場合)	246
療養食加算(1食6×3回) (医師の指示で療養食を提供する場合)	18
介護職員処遇改善加算(Ⅰ-ロ) (保険利用料合計の17.6%)※2参照	
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)	1,280
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡前2~3日)	680
看取り介護加算(死亡前4日~30日)	144
看取り介護加算(死亡前31日~45日)	72

介護保険加算利用料1割負担額(1ヶ月)

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10

介護保険利用料1割負担額(1日)

要介護区分	多床室	個室
要介護1	589	589
要介護2	659	659
要介護3	732	732
要介護4	802	802
要介護5	871	871

※1

負担額計は、食費、居住費、介護保険利用料1割負担額、介護保険加算利用料1割額(日常生活継続支援加算、看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、夜勤職員配置加算)を足して31日分を掛けた合計と介護職員処遇改善加算(Ⅰ-ロ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1ヶ月分※2参照)を含んだ合計になります。

※2 介護職員処遇改善加算(1ヶ月の目安)

要介護区分	多床室	個室
要介護1	3,389	3,571
要介護2	3,953	3,953
要介護3	4,351	4,351
要介護4	4,733	4,733
要介護5	5,109	5,109